**【別添３】**



整理番号

○○地域プロジェクト改革計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域プロジェクト名称 |  | | |
| 地域プロジェクト運営者 | 名称 |  | |
| 代表者の役職及び氏名 |  | |
| 住所 |  | |
| 計画策定年月 | 年月 | 計画期間 | 年度～　年度 |
| 実証事業の種類 | 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業 | | |

１　目的

２　地域の概要

※　地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、漁船の状況、対象資源の状況等を記載すること。

※　この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

３　計画内容

（１）参加者等名簿

※　漁業関係、造船関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

（２）改革のコンセプト

＜漁船導入の共通化・効率化等に関する事項＞

※　船体、主機関、補機関及び主要設備の共通化、建造コストの削減、建造工期の縮減及び計画期間中の漁船等のメンテナンス経費の削減に係る取組を記載すること。

＜操業・生産に関する事項＞

※　資源管理・労働環境改善型漁船の共通仕様での導入による操業・生産の効率化について記載すること。

＜資源管理に関する事項＞

※　衛星船位測定器（ＶＭＳ）の設置及び運用計画について記載すること

※　対象魚種又は対象漁業種類に関する資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成２３年３月２９日付け２２水管第２３５４号水産庁長官通知）第３の３の（１）に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。）に基づく取組を含めること。ただし、対象水産資源に関する資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成３０年法律９５号）による改正後の漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２４条に基づき締結され、同第１２５条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたもの。）がある場合には、当該協定に基づく取組を含めること。

＜漁船の安全性、居住性及び作業性に関する事項＞

※　船内インターネット環境の整備及び運用計画について記載すること。

※　自動船舶識別装置（ＡＩＳ）（受信機のみのものを除く。）の設置について記載すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。

※　漁船の乗組員に対するライフジャケットの着用の徹底について記載すること。

＜流通・販売に関する事項＞

＜政策手法のグリーン化に関する事項＞

※　漁船漁業にあっては、水揚量又は水揚金額当たりの燃油使用量について、原則直近５年平均を用いて算出した実績と比べて１０％以上の削減が図られていることを示すこと。

＜支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫補助事業、制度資金）の活用に関する事項＞

（３）改革の取組内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大事項 | 中事項 | 現状と課題 | 取組記号・取組内容 | | 見込まれる効果（数値） | 効果の根拠 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

＜記入に当たって＞

・「大事項」欄には、「漁船導入の共通化・効率化等」、「操業・生産」、「資源管理」、「漁船の安全性、居住性及び作業性の向上」、「流通・販売」等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。

・「中事項」欄には、省コスト化、効率化、付加価値向上等、当該取組が分かる事項名を記載すること。

・「取組内容」欄には、当該取組を行う者を明記すること。

・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証方法を示すこと。

・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

（４）改革の取組内容と支援措置の活用との関係

①　漁業構造改革総合対策事業の活用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組記号 | 事業名 | 取組内容との関係 | 事業実施者 | 実施年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

もうかる漁業創設支援事業に要する助成金（見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業期間と所要額 | 用船料等補助金（百万円） | 運転経費助成金（百万円） |
| １事業期間 |  |  |
| ２事業期間 |  |  |
| ３事業期間 |  |  |

＜記入に当たって＞

・「取組記号」欄には、（３）で用いた取組記号を記入すること。

・「取組内容との関係」欄には、実証に用いる予定の漁船の種類、総トン数、隻数等も記載すること。

②　その他関連する支援措置

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組記号 | 支援措置、制度資金名 | 取組内容との関係 | 事業実施者  （借受者） | 実施年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

＜記入に当たって＞

・「取組記号」欄には、（３）で用いた取組記号を記入すること。

・「支援措置、制度資金名」欄には、活用する予定の支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業等についても記載すること。

（５）取組のスケジュール

①　工程表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組記号 | 取組内容 | 年度 |
| ○○○○○・・・ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

＜記入に当たって＞

・「取組記号」欄には、（３）で用いた取組記号を記入すること。

・「年度」欄には、１年目（期目）から５年目（期目）までに対応する年度を記載し、検討・導入期間を点線…で、実施・普及期間を実線―で記入すること。また、漁船ごとにスケジュールが異なる場合は、その内容が分かる工程表を作成すること。

・認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても記載すること。

※　当該漁業に係る長期代船建造計画（長期代船建造計画策定要領（平成３０年３月３０日付け２９水推第１２２１号水産庁長官通知）第３の１の規定に基づき水産庁長官の確認を受けたもの）と整合した内容とすること。

②　取組により想定される波及効果

４　漁業経営の展望

＜経費等の考え方＞

※　実証に取り組む漁業の操業・生産の概要、収益性の改善見込みとその考え方等を記載すること。

（１）○○漁業における収益性改善の目標

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | 改革  １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| **収入**  収入合計水揚量水揚高 引当金戻入その他収入  **経費**  経費合計人件費  燃油代  修繕費  漁具費  その他  保険料  公租公課販売経費一般管理費減価償却費  退職給付引当金繰入特別修繕引当金繰入その他引当金繰入 |  |  |  |  |  |  |
| 利益 |  |  |  |  |  |  |
| 償却前利益 |  |  |  |  |  |  |

＜記入に当たって＞

・同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

・段階的に船団構成を変更する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

・その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入のことをいう。

・洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

（２）次世代船建造の見通し



次世代船建造

までの年数

年



償却前利益

百万円



船価（造船所見積）

百万円

×　　　　　　　　　　　　　　＞

＜記入に当たって＞

・「償却前利益」は、改革５年目（期目）の数値、改革３年目（期目）から５年目（期目）までの平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。

・船価については、造船所見積等に基づいて記載すること。

（参考）改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 協議会・部会 | 活動内容・成果 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |